

(17) 土木学会慶弔に関する規程

昭和42年9月22日	制 定
昭和53年5月12日	一部改正
平成11年11月1日	制 定
平成22年7月16日	一部改正
平成23年11月18日	〃

(総則)

第1条 この規程は、慶弔に関する取扱いの基準を定めたもので、この規程に定めていない場合の取扱いについては、会長の指示による。

(慶祝)

第2条 会員（特別会員はその代表者を含む）で次の者には祝電を打つ。

(1) 勲章受章者

文化勲章、勲四等以上の受賞者

(2) 恩賜賞、日本学士院賞の受賞者および文化功労者

(3) 褒賞受賞者

(4) 公職新任者等

日本学士院会員、日本学術会議会員、大学学長、国会議員、知事、政令指定市長、大臣等

(5) その他上記に準ずると認められる者

(弔慰)

第3条 弔慰に関する取扱いは次の各号のとおりとする。

(1) 次の者が死亡した場合は弔電を打つ。

名誉会員、理事、監事、支部長、委員長、元会長、元副会長、その他これに準じる者で学会に功労のあった者

(2) 次の者の葬儀に際し、弔辞を呈することができる。

名誉会員、理事、監事、支部長、委員長、元会長、元副会長

(3) 次の者の葬儀に際し、供物（生花等）を贈ることができる。

理事、監事、支部長、委員長、元会長、その他これに準じる者で学会に功労のあった者
15,000円程度

(4) 上記(2)及び(3)に関し、該当者が遠隔地の場合は、弔辞、供物は当該支部に依頼することができる。

(規程の変更)

第4条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則（昭和53年5月12日 理事会議決） この内規は、昭和53年5月12日から施行する。

附則 この規程は、平成11年11月1日に内規から規程に変更し、同日から施行する。

附則（平成22年7月16日 理事会議決） この変更規程は、平成22年7月16日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。